

平成30年10月補正予算(専決)の概要

◎ 平成30年度10月補正予算(専決日:平成30年10月9日)の専決処分の承認

一般会計予算において、平成30年台風21号が9月4日に本市付近を通過する際に発生しました市内各施設やインフラなどの被害に対応する経費について、議会を召集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に基づき長の専決処分とし、同条第3項に基づき議会の承認を得るべく、11月29日開会の市議会定例会において報告しました。

【地方自治法第179号第1項】

長の専決処分:議会を召集する暇がないと認めるときは、その議決すべき事件を処分することができる。

【地方自治法第179号第3項】

専決処分を行った場合には、次の議会において専決処分内容を報告し承認を求めなければならない。

【主な内容】

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 文化会館大ホール屋根修繕等 | 45,360 千円 |
| ② 農業振興事業(ビニールハウス等処分支援) | 934 千円 |

■ 予算議案

平成30年度近江八幡市一般会計補正予算(第4号)

1 会計別予算額

(単位:千円)

区 分	補正前予算額	補 正 額	計	補正回数
一 般 会 計	37,765,244	136,505	37,901,749	第4回
合 計	75,386,089	136,505	75,522,594	

2 一般会計財源内訳

(単位:千円)

区 分	補正前予算額	補 正 額	計	備 考
繰入金	3,740,854	136,505	3,877,359	
財政調整基金繰入金	1,234,185	136,505	1,370,690	
歳入合計	37,765,244	136,505	37,901,749	